

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月三十日

広島県人事委員会
委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十七号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「

氏名

」を「

氏名	氏名
----	----

」に、
「

職名

 氏名」を「

職名	氏名
----	----

」に、
「

取扱者 認印

」を「

取扱者 確認欄

」に改める。

別記様式第二号中 「

印

」を「

--

」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第三号の二中「

認印

」を「

認認欄

」に改める。
別記様式第四号を次のように改める。

様式第四号（第二十二条関係）

教育職員の特殊勤務実績簿

年 月 分		学校名	職名	氏名	
確 認 欄		月 日	特殊勤務区分	特殊勤務時間	備 考
校長	主任				
			(中 略)		
合 計		日		時間	

備考 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは、差し支えないものとする。

別記様式第五号中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第六号及び別記様式第七号中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第八号中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第九号中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十一号から別記様式第十三号まで、別記様式第十五号の五、別記様式第十五号の八から別記様式第十五号の十二までの様式中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十五号の十五中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十五号の十六から別記様式第十五号の十九までの様式中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十五号の二十中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十五号の二十一、別記様式第十五号の二十二及び別記様式第十五号の二十四中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十五号の二十五及び別記様式第十五号の二十六中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第十六号中「所属長の決裁印」を「所属長の確認欄」に、「処理経過印」を「処理経過欄」に改める。
 別記様式第十七号中「**㊦**」を「**㊦**」に改める。
 別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中「(一時差止め処分者)」を「(一時差止め処分者)」に改める。
 (勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)
 第二条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (勤務条件に関する措置の要求) (略) 2 前項の書面(以下「措置要求書」という。) ()には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名して正副各一通を適切な資料とともに提出しなければならない。 一〜四 (略)</p>	<p>第二条 (勤務条件に関する措置の要求) (略) 2 前項の書面(以下「措置要求書」という。) ()には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各一通を適切な資料とともに提出しなければならない。 一〜四 (略)</p>

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部改正)
 第三条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則(昭和二十七年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申立て) 第二条 (略) 2 前項の書面(以下「審査申立書」という。) ()には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副各一通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(審査の申立て) 第二条 (略) 2 前項の書面(以下「審査申立書」という。) ()には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副各一通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。</p>

1～6 (略)	3 (略)
---------	-------

(職員)の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「作成者の 職名, 氏名 及び印」	を	「作成者の 職名及び 氏名」
-------------------------	---	----------------------

に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第五条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「認印」を「確認欄」に改める。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第六条 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第二号中 「職名 氏名」を「職名 氏名」に改める。

「取扱者 認印」	を	「取扱者 確認欄」
-------------	---	--------------

に改める。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第七条 職員団体の登録等に関する規則(昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第二号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第三号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第五号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第一号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第二号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第三号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第五号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第六号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第七号中 「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

改める。
別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「(代表者役名・氏名) 印」を「(代表者役名・氏名) 印」及び「(代表者役名・氏名) 印」に改める。

(職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)
第八条 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「氏名」印」を「氏名」印」に
 「職名 氏名 氏名 氏名」印」を「職名 氏名 氏名」印」に
 「取扱者 印」を「取扱者 印」に改める。
 「取扱者 確認欄」に改める。

別記様式第二号中 「年 月 日」印」を「年 月 日」印」に改める。
 「職名 氏名 氏名 氏名」印」を「職名 氏名 氏名」印」に改める。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)
第九条 職員の定年等に関する規則(昭和六十年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「任命権者名 印」を「任命権者名」に改める。
 (単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十条 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日提出」を「 年 月 日提出」に
 「氏名」印」を「氏名」印」に
 「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「職名 氏名」を「職名 氏名」に改める。
 別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。
 「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)
 第十一条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 (審査請求書) 審査請求書には、次に掲げる事項を記</p>	<p>第四条 (審査請求書) 審査請求書には、次に掲げる事項を記</p>

<p>載し、請求人が記名しなければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が記名しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の口述書には、証人が署名しなければならない。</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名して、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が記名しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>載し、請求人が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の口述書には、証人が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が署名又は記名押印をして、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
--	---

(職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部改正)

第十二条 職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則(平成二十一年広島県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)及び別記様式第二号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第三号から別記様式第六号までの様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、令和三年八月一日から施行する。

④」を